

# 法政大学大学院学生の懲戒に関する規程

規定第1287号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、法政大学大学院学則（以下「学則」という。）第60条及び法政大学専門職大学院学則（以下「専門職学則」という。）第56条に基づき、大学院学生の懲戒に係る必要事項を定める。

(懲戒に関する基本的な考え方)

第2条 懲戒は、学生が第3条に定める懲戒対象行為を行った場合に、学校教育法、学校教育法施行規則の定めるところにより、学則第60条及び専門職学則第56条に基づき行う。

2 懲戒は、懲戒対象行為の様態、結果等を総合的に判断し、教育的配慮に基づいて行う。

3 前項の目的を達成するため、懲戒により学生が負う不利益は、必要最小限にとどめなければならない。

## 第2章 懲戒対象行為及び懲戒の種類

(懲戒対象行為)

第3条 懲戒の対象とする行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 人権侵害行為（ハラスメントによる人格権侵害行為を含む）

(3) 本学が実施する試験、レポート等における不正で悪質な行為

(4) 研究不正行為（本学に提出する学位論文の不正を含む研究倫理違反及び法令違反）

(5) 情報倫理を逸脱し大学又は他者の正当な利益を侵害する行為

(6) 本学教職員の業務又は学生の学習、研究若しくは正当な活動を暴力、威力、偽計その他の不当な手段によって妨害する行為

(7) 本学の名誉を著しく毀損する行為

(8) 第1号から第7号に掲げるものの他、本学の学則及び専門職学則並びに諸規則又は命令に違反する行為であって、学生の本分に悖る行為

(懲戒の対象とする期間)

第4条 前条に定める懲戒対象行為により、懲戒の対象とする期間は、本学において学籍を有する期間（特別学生を含む）とする。

(懲戒処分の種類)

第5条 懲戒処分は、学則第60条及び専門職学則第56条に定めるとおり、退学、停学、譴責の3種とする。

(退学)

第6条 退学の処分は、学生としての身分を剥奪するものとする。

2 退学の処分は、第3条に定める懲戒対象行為を行った者で、著しく性行不良で改善の見込みがないと認められる者に対して行う。

(停学)

第7条 停学の処分は、一定期間、学生としての身分及び活動（正課外活動を含む）等の全部又は一部を停止するものとする。

2 停学の処分は、6ヵ月以下の有期又は無期とし、次の各号を適用する。

(1) 停学期間は、学則第25条及び第29条並びに専門職学則第22条に定める在学年限には算入するが、学則第2条及び専門職学則第4条に定める修業年限には算入しない。ただし、3ヵ月以下の停学に限り、修業年限に算入することができる。

(2) 停学期間が6ヵ月又は無期の場合は、停学の処分が発効された年度において進級及び修了するこ

とができない。

(3) 停学期間においては、本学から指示がある場合を除き、授業及び試験等への出席を含めて、原則として本学に入構及び本学施設を利用することはできない。また、本学が実施する課外活動への参加も認められない。

(4) 停学期間においては、学則第38条、第38条の2及び第38条の3並びに専門職学則第40条及び第40条の2に定める休学並びに学則第37条の2に定める留学を許可することはできない。

3 休学中の学生が、停学の処分を受けた場合は、ただちに休学を解除する。

4 第2項第1号による修業年限に算入しない年度及び学期については、第13条第6項において規定する当該懲戒処分の発効日が属する年度及び学期とする。

(譴責)

第8条 譴責の処分は、本学の教育的意思表示として、書面により学生を戒めるものとする。

(量定の加重)

第9条 過去に懲戒処分を受けた者が再度懲戒対象行為を行った場合は、重い処分を課することができるものとする。

(停学期間中の教育的指導)

第10条 研究科長は、停学の処分を受けた学生に対して、第2条第2項の目的を達成するため、必要に応じて停学期間中に教育的指導を行う。

(退学者等の再入学の禁止)

第11条 本学の学部（通信教育部を含む）、大学院及び専門職大学院において退学の処分を受けた者は、特別学生も含めて、本学のすべての大学院及び専門職大学院に入学することができない。

2 本学の学部（通信教育部を含む）、大学院及び専門職大学院において無期停学中に退学を願い出て許可された者又は学費未納により除籍された者は、特別学生も含めて、本学のすべての大学院及び専門職大学院に入学することができない。

### 第3章 懲戒手続

(事実関係の確認)

第12条 第3条に定める懲戒対象行為、又はその疑いが生じたときは、研究科長及びインスティテュート運営委員長（以下、「研究科長等」という。）は当該学生等に対する事情聴取等を行い、事実関係を確認する。

2 前項の事実関係の確認にあたり、研究科長等は、当該学生に対して、口頭又は文書でその旨を告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学生が弁明の機会を自ら放棄した場合（当該学生が事情聴取等に応じない等により弁明の機会を自ら放棄したと認められる場合を含む）、又は当該学生から事情聴取を行わないことに客観的かつ合理的な理由があるときは、弁明の機会を与えないことがある。

4 事実関係の確認を行った結果、学生を懲戒する必要が認められないときは、研究科長等は当該学生に対しその旨を口頭にて通知する。

(懲戒手続及び発効)

第13条 研究科長等は、前条の事情聴取等による事実関係の確認の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒手続を開始する。

2 研究科教授会及びインスティテュート運営委員会（以下「教授会等」という。）は、事実関係の確認結果に基づき、懲戒の要否、種類及び量定を審議する。

3 研究科長等は、前項による審議結果を研究科長会議又を経て総長に報告する。ただし、緊急の場合は、総長に直接報告することができる。

4 総長は、前項による教授会等審議結果の報告を受け、懲戒を決定する。

5 総長は、教授会等審議結果に対して疑義がある場合は、教授会等に再調査を求めることができる。

6 懲戒処分の発効日は、総長が懲戒処分の発効日として決定した日とする。

(登校停止)

第14条 研究科長等は、懲戒の決定前に、必要と認めるときは、当該学生に対して登校停止を命ずる

ことができる。

- 2 登校停止の期間は、停学期間に算入できるものとする。

(懲戒対象者の退学願及び休学願等の取扱)

第15条 研究科長等は、第12条に定める事実関係の確認を開始した学生から退学願又は休学願等が提出された場合は、事実関係の確認が完了するまで、これを受理しないことができる。

- 2 研究科長等は、第13条に定める懲戒手続を開始した学生から退学願又は休学願等が提出された場合は、懲戒の決定及び通知が行われるまで、これを受理せず、懲戒の審査を優先して行うものとする。

#### 第4章 懲戒処分の通知及び告示並びに懲戒処分に関する記録

(懲戒処分の通知及び告示)

第16条 総長は、懲戒処分の内容を当該学生に対して、文書で通知する。

- 2 総長は、懲戒処分を行った場合、遅滞なくその事実を次の各号のとおり告示する。

(1) 告示内容については、懲戒処分となった当該学生(以下「被処分者」という。)の研究科、専攻、課程、学年、懲戒の種類と量定、懲戒理由を記載することを原則とする。ただし、研究科長等の求めに応じて総長が必要と認めたときは、氏名、学生証番号を記載することができるものとする。

(2) 告示期間については、1ヵ月を原則とする。

- 3 被処分者が第1項の通知の受け取りを拒否した等により通知できない場合、又は被処分者の所在が不明な場合は、次の各号を適用する。

(1) 被処分者が懲戒の通知の受け取りを拒否した等により通知できない場合は、その通知は通常到達すべきであった時に被処分者に到達したものとみなす。

(2) 被処分者の所在が不明な場合は、告示日をもって通知が被処分者に到達したものとみなす。

(懲戒処分に関する記録)

第17条 懲戒処分の事実は、被処分者の学籍情報として記録しなければならない。

#### 第5章 再審査請求手続

(再審査請求)

第18条 懲戒に異議のある被処分者は、懲戒の通知が到達した日から2週間以内に、再審査請求申立書を研究科長等を経由して総長に提出し、再審査請求を行うことができる。

- 2 総長は、前項に定める再審査請求を受理した場合、当該教授会等に対し再審査を指示し、教授会等は再審査を行わなければならない。

3 総長は、再審査の結果について、再審査請求を申し立てた被処分者に文書にて通知する。

4 総長は、再審査の結果により既に行った懲戒処分を取り消し又は変更した場合、学内にその旨を告示し当該学生の学籍情報を修正する等必要な措置を講じなければならない。

- 5 第3項に定める通知について、第16条第3項を準用する。

#### 第6章 無期停学処分の解除

(無期停学処分の解除)

第19条 無期停学処分は、懲戒の発効日から6ヵ月を超えた後でなければ解除できない。

2 研究科長等は、前項に定める期間を超えた後に、被処分者の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断し、無期停学処分の解除が適当であると認めた場合は、その解除を發議することができる。

3 無期停学処分の解除は、教授会等の議を経て、総長が決定する。

4 無期停学処分の解除は、被処分者に対して、文書で通知する。

- 5 前項に定める通知について、第16条第3項を準用する。

#### 第7章 その他の教育的措置

(嚴重注意)

第20条 研究科長等は、学生が行った懲戒対象行為が懲戒処分に至らない場合において、当該学生に対して次の各号のとおり嚴重注意を行うことができる。

(1) 嚴重注意は、当該学生に対して、当該行為の問題性を自覚させ反省を促すために行う。

(2) 厳重注意は、口頭により行うものとする。

## 第8章 守秘義務

(守秘義務)

第21条 懲戒手続に関与した者は、当該学生の名誉とプライバシーを侵害することがないように、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 第9章 補則等

(補則)

第22条 本規程に定めるもののほか、懲戒の実施にあたって必要な事項は別に定める。

(事務)

第23条 本規程に関する事務は、大学院事務部大学院課及び専門職大学院課、多摩事務部大学院課、小金井事務部大学院課が行う。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃については、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 本規程は、2019年4月1日から制定施行し、2019年4月1日以降になされた学生の懲戒対象行為から適用する。

(追52)